

危険物新聞

昭和45年度第1回大阪府取扱主任者試験

5月24日(日)近大で 試験種目は乙種第4類のみ

大阪府では昭和45年度第1回取扱主任者試験を次により実施する。

| | |
|------|------------|
| 試験日 | 5月24日(日) |
| 試験場 | 近畿大学(東大阪市) |
| 試験科目 | 乙種第4類 |
| 願書受付 | 5月14日、15日 |
| 受付場所 | 府庁、職員会館 |
| 合格発表 | 6月9日 |

また、準備講習は別表の日程で延6回実施

1. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、下記の申込期間、申込所で申込み、受講票、受験願書用紙を受領のこと。

会場および郵送での申込みは一切受けしません。

なお、各会場は定員制ですから、期間中でも満員になります。次第締切り希望する会場での受講ができない場合があります。

2. 申込所および申込日

大阪府危険物品協会連合会事務局 4月27日、28日、30日

第196号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮 呉策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717. 5910
定価 1部 20円

防災協力会 4月23日

3. 会費

1名につき700円、ただし大阪府危険物品協会連合会加盟協会員は400円、該当者は申込書に所属協会のなつ印をうけること。既納会費は払戻しいたしません。

4. テキスト

乙種用理化学(200円)、注解付法令集(250円)、乙種用試験問題集(150円)は実費頒布します。

| (期別) | (講習日) | (会場) |
|-------|--------------------|---------------|
| 1期 | 5月6日と11日 | 大阪府青少年会館 |
| 2期 | 5月7日と12日 | 大阪府青少年会館 |
| 3期 | 5月9日と14日 | 大阪府農林会館 |
| 4期 | 5月13日と15日 | 大阪市立(森の宮)労働会館 |
| 5期 | 5月8日と14日 | 堺労働セツルメント |
| 6期(夜) | 5月6日、7日 11日、12日 | 大阪府青少年会館 |

(注) 受験願書は第1日目会場で受け付けします。また、堺会場へ電話および駐車は禁止します。

次は7月頃、乙種全類

次回は7月ごろで乙種の第1類から第6類までの全類について実施される予定。



EXPO'70
4-SO-11
(施設参加)



¥ 4,600

ヤマトオートパック

4月1日より軽自動車
にも適応されます

赤色旗・ABC粉末消火器
非常用信号炎管・信号灯(別価)

ヤマト消防器株式会社

本社・工場 大阪市東成区深江中1の13
TEL (976) 0701

会所→下水溝へ

ガソリン捨て爆発

給油所で運転手に給油さす

3月20日夜、大阪市福島区の道路下、下水溝で爆発事故が起り、マンホール3カ所が火柱をあげて吹っ飛んだ。爆発の原因はなんと給油所で給油を誤り車両より抜きとて下水溝に流したガソリンである。

9時25分頃、福島区大開町1丁目の下水マンホール（コンクリート製、径1メートル）が、2メートルの火柱をあげて、大音響とともに蓋を吹き飛ばし、続いて次々と爆発が起り、マンホールの蓋を飛ばしたり、持ち上げたりし、幸いが人がはなからなかったが、路上に駐車していた自動車3台にマンホールの蓋が当って車を破損、また爆風で附近住宅の窓ガラスがこわれた。

事故原因を調べると、爆発現場付近の給油所で、給油業務に重大なミスがあり、故意にガソリンを下水溝に流出させたことが判明し、関係者をあ然たらしめている。

消防当局でも、常識以前の問題として、関係者に猛省を促すとともに、消防法違反の疑いで調べている。

1. K給油所の現況

市道桜島一守口線に面し、所長以下8名の従業員があり、その内6名は危険物取扱主任者免状を取得していたが、取扱主任者として選任されていたのはただの1名であった。

営業時間は午前8時から午後7時まで、夜間は交替で1名が宿直していた。もちろん閉店後は給油業務は休業していたが、常連顧客は断りきれず、当夜も数台の自動車に給油していたようだ。

2. 当時の状況

いつものように午後7時に閉店し、宿直者S君（主任者免状もない）1人を残し、主任者を含む他の従業員は退社した。

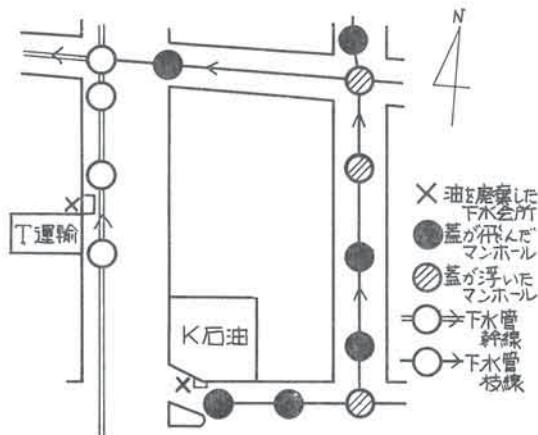
ところが、次々と来客があり、8時頃、得意先である近所のT運輸の大型トラック2台が軽油を入れにやってきた。

S君は忙がしいので、トラック運転手に勝手に給油するように指示し、事務所で他の仕事をしていた。

給油を終ったトラック運転手は、計量確認のためS君に連絡、S君が計量機を確認したところ、誤ってガソリンを約200ℓ軽油タンクに給油していることを発見した。このトラックは2台とも燃料（軽油）タンク100ℓのものを2コづつもっている。計量機はW型で、双方に給油ホースがあり、片方が軽油で、他方はガソリンであった。トラック運転手がこれを誤って操作し、ガソリンを給油したわけである。

S君はこれはまずいとその廃棄処置について運転手と相談したが、移し替える容器も見当らず、また、ガソリンと軽油の混合油であれば地下タンクにもどすこともできず、とっさの判断として適当に廃棄することにし、運転手に依頼した。

運転手A君は給油所のすぐ前の下水溝会所へ、運転手B君はトラックを近くの自分の会社まで運転し、その前の会所へ200ℓづつタンクのドレンを開けて流出させた。それから約1時間25分ぐらい経ってから、下水溝に充満していたガソリン蒸気がなにかの火源により引火爆発した。



3. 事故原因となった過失行為

事故の原因としては前述の直接的な行為およびその他間接的なことがらがいろいろ考えられる。

(イ) いくら忙しいからとはいって、まだ得意先で相手が給油要領を心得えているとはいって、運転手に給油をまかせきりにするとは危険物取り扱い事業所に勤務する者として、職業意識に欠けている。

(ロ) 誤ってガソリンを給油したことを見しながら、その後の処置が常識を逸脱している。すなわちその時点ではすぐ火事になるわけでもなく、3人寄っても名案がなければ、他給油所の同僚なり、その他に指導を求め適当な処置をとるべきである。

(ハ) 処置法として最も非常識な下水溝へ流出させたことは言語道断である。

4. 消防法令上の違反

このような事故の場合、消防法令上の違反を問われるのはどの範囲、どの行為であろうか。

(1) 事業所の責任者

もしかりに、閉店後の給油業務を無資格の宿直者（この場合当給油所には1名の主任者しか選任していないから当然宿直者の大半は主任者以外ということになる）にさせていたとすれば、消防法第13条違反となる。

(2) 宿直者S君は、自から危険物を取り扱わなかったとはいえ、自分に代って取り扱わせたことから消防法第13条違反となる。

(3) トラック運転手A、B君は給油所の指示があったとはいえ給油所で勝手に危険物を取り扱い、また指定数量以上の危険物を投棄（取扱）したので、消防法第10条および第13条違反となる。

5. 給油所での流出事故例

ちなみに過去における給油所のガソリン流出事故をひろってみよう。

(1) 立ち合いなし、差込み注油で1,000ℓ 流出

昭和38年3月9日、午後3時30分頃大阪区の給油所で、タンクローリーが給油所でガソリンを補給中、誤って約1,000ℓのガソリンを下水溝に流出、約1時間後周辺の下水溝で爆発が起り、連続的にマンホールの蓋54カ所が吹飛び、付近の人や家屋、自動車等の器物が損傷をうけた。

原因は、遠隔注油方式の給油所で、給油所側の指示のみで、立会いもなく運転手が地下タンクに注油した。

そのおり注油口の撰択を誤って、ほとんど満パイのタンクにホースを差し込んだ。注油は流下式なので、経験上およそ注油所要時間が憶測できるため、一休みと現場を離れた。

タンクはすぐ満パイとなり、しかもホースと注油口は差し込式のため、ガソリンは給油所に流れだした。

発見したときはすでに遅く、約1,000ℓのガソリンが分離槽を通じて下水溝に流出した後だった。

主任者双方の立ち合いなし（どちらかでも立ち会っていれば防止できた）ホース金具の不適正、運転手の不注意が重って事故を発生した。

(2) 立ち会いなし、検尺口より100ℓ 流出

昭和43年3月18日午前11時過ぎ、神戸市生田区で、タンクローリーが給油所にガソリンを荷卸中、誤ってタンクよりもオーバーフローさせ、これが下水溝に流出し、直後下水溝で爆発が起り下流65メートルにわたり歩道敷石を飛ばした。

原因は、4,000ℓ地下タンクに2,900ℓのガソリン在庫が

あるにもかかわらずこれを検量もせず、また帳簿もみずには係員が注油を指示した。

タンクローリー運転手は約4,000ℓ入るものとの感で注油をはじめた。

数分後、給油所員が栓をしている検尺口（ねじ山が減り洩れた）付近よりガソリンが流出しているのを発見、注油を停止させたが、約100ℓのガソリンが床に流出していた。

早速、水洗とホースで洗い流したが、分離槽が壊れそのまま土砂が入り、ガソリンがそのまま下水溝に流出した。

双方の立ち会いなし、ズサンな在庫管理、検尺口、分離槽の欠陥、事後処置の単純さが事故に連っている。

6. 最近の給油所事故の傾向

昨年本紙でも給油所事故の傾向について特集したが、大阪市内では最近5年間で、給油所の事故が20件発生している。

これらの事故を分析してみると、安全管理が不十分であったために発生したものが17件もあり、不可抗力と思われるものがわずかに3件である。

また、保安管理面をみると、危険物に対する認識不足によるものが17件中14件もあり、危険物取扱い事業所として、管理者も従業員も職業意識に欠けるウラミが非常に多くみうけられる。

一方この20件の事故で取扱主任者の立ち会いなしがなんと7件もあり、いずれも主任者が外出中とか休眠中の事故で、管理者は暗黙のうちに取扱主任者立ち会い義務不履行を認めていることになる。

また、給油所に付属する灯油一般取扱所の予防規程が周知されていないことや、増設工事に伴う危険作業届による事故防止対策もほとんど形式に流れ、従業員が全く関知していなかったという事実を考え合せると、事業所における難しい人材難時代とはいえ、根本的な従業員教育を再考すべきではなかろうか。

7. むすび

大阪市消防局では事故当事者に対しては厳しい態度でのぞむことはもちろんであるが、最近の給油所における安全管理のルーズさが、今回の事故に結びついたとみて、早速各署担当主任を集め、査察強化、安全管理の徹底指導を指示した。

また、石油協同組合でも、この種事故を重大視し、消防当局の指導を得て、自主的に安全管理を強調すべく企図しているが、折柄大阪市内ではガス漏出による未曾有の大爆発事故が発生し、石油業界のみにとどまらず、危険物業界一丸となって検討し、前向きの姿勢で安全管理を確立すべき時期だと考えられる。

防災知識

<4類危険物の範囲>

消防法の規定により「常温で液状の引火性のもの」は第4類危険物に指定され、その危険性判断の基準としては引火点が用いられている。

ところが、可燃性液体の危険性を引火点のみにより判断することは必ずしも適切でなく、その他の性状（例えば水溶性、比重、粘度、沸点、爆発範囲、燃焼点、燃焼継続性）を総合して判断すべきだろう。

とくに燃焼の継続性は、引火点に次いで重要な判定要素といえるだろう。

例えば、30%エタノールは30°Cで引火はするが、燃焼が継続しないため、火災危険性は非常に低く、また接着剤のような高粘度のものは液状か否かの判定にくるしむわけである。

そこで消防庁では、運用基準および質問に対する公式回答形式で判定基準を示しているので、これらを総合して第4類危険物の範囲を決定する基準を列記してみよう。

(1) 常温とは20°Cをいう。

(2) 液状とは「流動性」の定義を流用すると、「直径30mm、高さ120mmのガラスピーカーに、20°Cの資料を深さ35mmまで入れ、ピーカーを水平にし、資料が流動して底より65mmの線に達するまでの時間が90秒以内であるもの」をいう。

(3) 2種類以上の液状危険物の混合したものは引火点により分類するが、なかには組成を考慮することもある。ただし、規則別表第1にある塗料類、印刷インキ等は引火点にかかわらず同表に掲げる分類による。

(4) 危険物と非危険物の混合物は、危険物の濃度が60%(容量)以上のものとする。

ただし引火はするが燃焼継続温度が測定されず自然性のないものは除外する。

具体的に例をあげてこれらの判定基準により判定してみよう。

▷グリスは

(1)、(2)によりグリスは引火性であるが常温で液状ではないので第4類にはもちろん、他の類の危険物にも該当しない。

▷50%のエタノール水溶液は

50%水溶液の引火点は純エタノールより約11°C高い24°Cで、燃焼継続性もみとめられるが、(3)によりアルコール類にも石油類にも該当しない。

▷引火点が36°Cの液状ドライヤーは

引火点のランクからみると第2石油類であるが、液状ドライヤーは塗料類であるから、(3)により規則別表第1をみると第3石油類と分類されており、第3石油類としてとりあつかう。

▷80%ぎ酸水溶液は

(4)によると80%ぎ酸水溶液は引火点75°Cで危険物としての基準濃度以上であるが、燃焼継続温度が測定されないので、危険物としてとりあつかわない。ぎ酸水溶液は濃度90%以上のものを、第3石油類としてとりあつかう。

▷ソルベントナフサは

消防法別表備考に定める石油類分類例示としてソルベントナフサが第1石油類に、重油が第3石油類としているが、別表例示は一応の目安であって、規則別表第1によるほかのものは引火点により第1、第2、第3石油類の分類をする。

すなわち、引火点が21°C以上、70°C未満のソルベントナフサは第2石油類であり、引火点70°C未満の重油は第2石油類である。

▷水溶性切削油は

水溶性の切削油や乳化油は、一般に油類に乳化剤を添加したもので、(3)により油類濃度が60%以上で燃焼継続温度が測定されているものは危険物である。

しかし、これらを使用するため水に溶解されたものは、濃度も薄く燃焼継続性もないで危険物に該当しないことが多い。

〈注〉可燃性液体の液表面近くにおいて焰等により瞬時に引火する液体の最低温度が引火点(Flash point)で、それよりわずかに高い温度で燃焼が5秒以上継続する最低温度を燃焼点(Fire pointまたはCombustion point)という。

一般に可燃性液体の燃焼点は引火点より5°C~20°Cほど高いが、引火点100°C以下の場合は、両者がほとんど同じものが多い。

また、前述の定義より、燃焼点が測定されるものは、一般に燃焼が継続されるか、または自燃性があるとよばれる。

〔受験用参考書案内〕

受験用参考書頒価が4月1日より一部改訂されました

| | |
|----------|------|
| 危険物関係法令集 | 250円 |
|----------|------|

| | |
|------------|------|
| 危険物理化学(乙種) | 200円 |
|------------|------|

| | |
|-------------|------|
| 試験問題集(乙種4類) | 150円 |
|-------------|------|

質問コーナー

〔質問〕 製造所や一般取扱所に設ける附属タンクについてどのような規制をうけるのか詳細を教えて下さい。(大阪・T.Y生)

〔回答〕

危険物製造所、一般取扱所において、「危険物を取り扱うタンクの位置、構造および設備」については、政令第9条第20号で定めている。

取り扱うタンクの種類は、「屋外にあるタンク」、「屋内にあるタンク」、「地下にあるタンク」となっているが、貯蔵タンクとしての判定基準がないため、適用容量、用途についての運用基準は各消防機関により多少異っている。

一般には次のような基準によっている。

- ① 容量は、(イ) 指定数量以上、(ロ) 小量危険物(指定数量の5分の1)以上、(ハ) 容量に関係なし
- ② 用途は(イ) 貯蔵タンクと呼称するもの、(ロ) 貯蔵タンクと呼称されるものおよびそれに類似する用途のタンク

しかし、危険物を貯蔵するためのタンクは、本来、タンク貯蔵所として製造所、一般取扱所とは別個に考え、独立して設置すべきもので、製造所、一般取扱所の附属タンクは、あくまで製造、取り扱いに必要な最小限の原料危険物を貯蔵するためのもの、中間危険物を保管するためのもの、製品危険物を保留するためのもので、1日の処理量の数倍におよぶ原料危険物を貯蔵したり、数日分の製品危険物を貯蔵するものは附属タンクとはみなされないと解釈される。

政令で定めている構造基準の適用範囲(政令第9条第20号)は次のとおりである。

〈屋外にあるタンク〉 ……屋外タンク貯蔵所のうち次の構造基準が準用される。

- ① 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板、水張または水圧試験
- ② 耐震、耐風性、支柱の耐火性能
- ③ 上部放爆構造
- ④ 鋼止め塗装
- ⑤ 通気管または安全装置
- ⑥ 自動覚知装置
- ⑦ 注入口
- ⑧ 鋳鋼弁
- ⑨ 水抜管
- ⑩ 耐熱配管

- ⑪ 防油堤
 - ⑫ 特定危険物の材質、保冷装置
- 〈屋内にあるタンク〉 ……屋内タンク貯蔵所のうち次の構造基準が準用される。

- ① 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板、水張または水圧試験
- ② 鋼止めの塗装
- ③ 通気管または安全装置
- ④ 自動覚知装置
- ⑤ 注入口
- ⑥ 鋳鋼弁
- ⑦ 水抜管
- ⑧ 耐熱配管
- ⑨ 特定危険物の材質、保冷装置

〈地下にあるタンク〉 ……地下タンク貯蔵所のうち、標識、掲示を除くすべての構造基準が準用される。

大阪市では指導基準を明確にするため、昭和42年1月18日、例規により次のような趣旨の基準を定めている。

1. 付属タンクとは危険物を収納するためのもので、タンク形態をもち、その容量が指定数量の5分の1以上のもの。ただし混合そう、溶解そう、分液そう、稀釀そう、蒸留そう、熟成そうやこれらに類する反応または操作を行なうそうは除外する。
2. 指定数量の1/5以上の付属タンクはタンク貯蔵所に準じ、申請書にはタンク貯蔵所構造明細書を添付し、水張水圧検査(検査手数料が必要)をうけること。
3. 指定数量未満の付属タンクは政令で定める構造基準のうち、次のように最低基準が緩和される。
 - (イ) 鋼板は2mm以上とする。
 - (ロ) 屋外タンク支柱を不燃材料とする。
 - (ハ) 屋外タンクはその真下に15cm以上の囲いを設けることにより防油堤を省略する。

〔回答、松村〕

標識、参考書案内

| | | |
|-------------------|----|-------|
| ▷ 鉄板メラミン塗装標識 | 1枚 | ¥ 400 |
| (給油取扱所等) | | |
| ▷ F・P・R強化プラスチック標識 | 1枚 | ¥ 550 |
| ▷ 塩ビ、消火器標識 | 1枚 | ¥ 80 |
| ▷ 運搬用標旗(布) | 1枚 | ¥ 70 |
| ▷ 運搬用発光文字標識 | 1枚 | ¥ 650 |

▷ 図解第4集

「消防設備」

1部 ¥ 650

>>> 事 故 速 報 <<<

無許可変更のローリーから重油飛散

2月20日午後3時20分ごろ、S区M町、公衆浴場M泉溫で、無許可で構造変更していたタンククローリーが、同温泉のボイラーの付属タンクに注油中、ゴムホースがはずれて付近の工作物や道路上に重油を飛散させた。

事故を起こした移動タンク貯蔵所は無許可で車体後部にホースリールを設けており、ホース先端のフランジをタンク注油口のフランジと接合して注油していた。4~500ℓほど送油したころ、ローリー側のホース取付け部分がはずれ、加圧していたため重油が勢いよく周囲に飛散した。

この事故は、無許可で取りつけたホースリールの結合部分を針金などで締めつけた程度であったためであった。

構造、設備を変更する場合は必ず変更許可申請をすることがまず第一である。



地下タンク清掃中ガソリンに引火

2月16日午後2時10分ごろ、N区M通り、D産業(株)M給油取扱所で、タンク清掃業者が同所の地下タンクを清掃終了後、使用した電気器具がスパークしてガソリン蒸気に引火し、付近にあった1斗缶のガソリンと清掃装置積載の小型トラックの一部を焼いた。

地下タンクの清掃は、小型トラックの荷台に三連式のろ

過装置とギアポンプを据えつけ、鋼線入りビニールホースでガソリンを地下タンクの計量口から吸い上げて、ろ過装置で水とごみを取り除き、ガソリンはゴムホースを通じて地下タンクの注油口からもどし循環させるものである。

事故は、清掃作業終了後で、作業に使用したキャブタイヤコードをろ過装置のコンセントから引き抜き、給油取扱所の空地の床面におく一方、ろ過装置の残油(ガソリン)を18ℓ缶に抜き取っていたところ、キャブタイヤコードのコネクターがガソリン缶に接触、スパークしガソリンに引火した。

事故原因は、清掃装置の不備欠かんによるものであるが、特に給油所の関係者も作業を業者に任せきりにすることなく、作業中の監督を十分にし、必要な指示を与え、保安監督を励行しなければならない。

なお、この種作業を行なう場合、事前に所轄消防署に、危険作業指導を提出し届けをうることを忘れてはならない。

機器中に残っていた水素ガス引火爆発!

2月2日午後9時13分、T区H町、M化学(株)の危険物製造所で、水添反応装置の修理中に、反応筒内に残存していた水素ガスがグラインダーの火花で引火して爆発、作業員1名が負傷した。

事故は、オートクレープの反駆動側軸受部分のパッキングの調子が悪いので、事故発生の4日前から分解し、グランドパッキングを抜き出してみたところ、攪拌軸の軸受部分に凹凸ができていた。これを研磨しようとスターフィングボックスを取りはずして、軸先端をサンドペーパーで磨いていたが、ステンレス製のため作業が進展しないのでハンドグラインダーを使用したところ、オートクレープ内に火花が飛び、残存していた水素ガスが引火爆発し、スターフィングボックスの取付け穴から爆風が噴出して、作業員が火傷を負ったものである。

このような可燃性ガスや液体を取り扱った機器を修理する場合は、残存ガスの有無を確かめさらに安全を期して不燃性ガスで置換する等の配慮があれば事故は起らなかつた

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道

保険付
家庭用万能消火器ビーナス

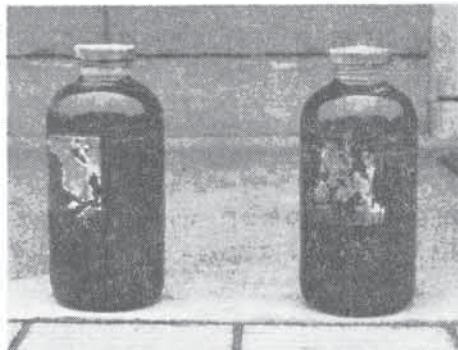
であろう。危険物取扱主任者は、この種危険物製造所等の工事には危険作業届を事前に提出し、安全面の監督に十分留意する必要がある。

不法投棄の金属ナトリウム雨で発火

禁水性の危険物「金属ナトリウム」が雨のために発火爆発して、現場調査にあたっていた消防士の両眼に火傷を負わせる事故があった。

2月24日午後5時29分ごろ、おりから小雨が降っていたがN区T町Nステンレス(株)のあき地のあちこちで、土の中でパチパチという音とともに小爆発をくり返し、発火、発煙しているのを付近の住民が見つけて消防署に電話した。消防隊が出動して調査をし、土中より一片の塊を拾い出して手に持ったが、表面は酸化物ならびに水酸化物が付されているらしく白色を呈し、しかも土をかぶっており、これが金属ナトリウムであるとは判然としなかったため手離したところ、足元に落ちると同時に発火爆発して火傷を負わせたものである。付近を調査してみると、さらに500cc瓶入り2本が埋没されていた。この金属ナトリウムは、あき地となっていた元工場跡に秘かに廃棄したものと思われる。廃棄埋没したびんが破れ、ナトリウムが土壤と接触し発火したものである。

金属ナトリウムの廃棄は、鉄なべの中で油のついたボロ布、炭またはコークスを加えて点火し燃焼させ、残留した



灰は冷却して粉末とし、注意して水の中に散布する方法である。他に危険物の廃棄は焼却、埋没の方法があるが、危険物の性質に応じ、かつ安全な場所でなければならない。特に、海中や水中に流し込み、または投棄することは付近に危害をおよぼすことになり、大災害の発生をみることは明らかである。厳に慎みたいものである。

防災用品紹介コーナー

ガスもれ警報器

有害ガスもれ検知器は従来業務用として採用され相当普及しているが、最近家庭での都市ガス、プロパンガスもれによる中毒、火災事故や、煉炭、石油ストーブの中毒事故が頻々と発生しているので、手軽な検知器が要望されていた。そこでこれらの有害ガスに極めて敏感な半導体を使用した軽便なガス電子警報器が新コスモス電機で開発され、市販された。

特長は感知程度が、都市ガス、プロパンガスとも空気中に0.3%存在するとブザーが鳴るという高感度、電源は電灯線より、価格は

3,850円と低廉。

事業所においても、ちょっとしたアイデアによりこれを使用してかなりの効果が期待できる。

〈商品名〉電子

警報器みはり

〈取扱店〉岩谷

産業(株)

TEL 06-

271-1212



あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
斎田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

課署長級異動 (大阪市)

大阪市では4月11日付、8名の退職者に伴う課署長級の異動を次のとおり発令した。

- ▷任消防監 人事教養課長 広瀬純雄 (市役所人事課)
- ▷東署長 消防監 和田準雄 (人事教養課長) ▷任消防監 西署長 恩田一則 (学校長) ▷任消防監 南署長 辰巳巳三郎 (城東署長) ▷任消防監 東住吉署長 向坂富蔵 (此花署長) ▷任消防監 西成署長 長岡正雄 (大正署長) ▷任司令長 学校長 黒田義信 (阿倍野副署長)
- ▷任司令長 主幹 中渡瀬宣男 (救急係長) ▷任司令長 主幹 森田耕市 (警備計画係長) ▷生野署長 司令長 山西朝男 (主幹) ▷城東署長 司令長 松本七郎 (主査)
- ▷住吉署長 司令長 仲野広治 (東淀川副署長) ▷任司令長 福島署長心得 高杉宇三郎 (生野副署長) ▷任司令長 此花署長心得 杉村喜久男 (主査) ▷任司令長 大正署長心得 木田清二郎 (教養係長)

約30%が不良車両

危険物運搬車両等の一斉取締結果

さる2月26日に行なわれた危険物の運搬車両等の取締りは、つぎのような違反があった。

検査台数 (表1参照) 452両のうち、不良台数は133両で、不良車両の占める割合は29%もあった。これは34台に1台が不良車両であるという結果となっている。

これら不良車両の違反内容は表2のとおりであり、危険物移動タンク貯蔵所 (ローリー車) については、許可品目外取扱違反、緊急閉鎖装置の不備、接地装置の不完全などが特に目立って多い。許可品目外取扱いとは、許可された危険物以外の品名のものを無許可で積載していたもので、とくに冬期暖房用燃料の需要期には運搬車両が不足するため、ガソリン等の積載品許可車両に灯油や重油を積み、運搬するケースが多い。この場合は、当然、危険物の種類を変更する届出 (消防法第11条の2) が必要であるにもかかわらず、無届で運搬している。このような行為は、ローリー車の積載荷重超過などによる事故を惹起することになるので、特に注意しなければならない。また、緊急閉鎖装置、接地装置の不備も相当数あった。車両を運行する前には不備はないか、事前点検がなおざりにされていて、平素の保安管理面に全然意を配していないことを物語っている。特に消火設備不良9件もあったことは、防火心の欠如を示しているといえるものである。

一般車両については、そのほとんどが消火器、標識がなかったもので、法令の無知に基づくものもあるようが、法令

遵守の心構えが欠けているものと思われる。

表 1

| 検査結果 | 車両種別 | 移動タンク貯蔵所 | 一般車両 | 計 |
|------|------|----------|------|-----|
| 検査台数 | | 301 | 151 | 452 |
| 良好台数 | | 229 | 90 | 319 |
| 不良台数 | | 72 | 61 | 133 |

表 2

| 移動タンク貯蔵所 | 違反数 | 一般車両 | 違反数 |
|----------|-----|--------|-----|
| 無許可取扱 | 2 | 消火器 | 24 |
| 許可品目外取扱 | 14 | 標識 | 55 |
| 無許可構造変更 | 0 | 運搬容器包装 | 1 |
| 消火設備 | 9 | 積載方法 | 1 |
| 緊急閉鎖装置 | 13 | 容器包装表示 | 1 |
| 安全装置 | 0 | その他 | 1 |
| 標識 | 11 | | |
| 接地装置 | 13 | | |
| 掲示 | 3 | | |
| 結合金具 | 1 | | |
| 計 | 66 | 計 | 83 |

大阪車輪製造 浜田氏ら

優良主任者25氏を表彰

大阪市消防局では、恒例の自治体消防発足記念表彰式を3月24日大阪厚生年金会館で行なったが、当日表彰され優良危険物取扱主任者は次の25氏である。(敬称略)

- ▷森本稔 (東宝梅田会館) ▷大門宰 (三友興業KK)
- ▷長谷川篤 (桜宮化学KK) ▷浜田広一 (大阪車輪製造KK)
- ▷千々岩勉 (三井倉庫KK大阪支店) ▷中野義春 (浪田石油KK) ▷真辺龍三 (KK真辺商店) ▷岡本準 (南海石油KK) ▷山本照夫 (KK桃谷順天館) ▷田中豊 (KK亀岡商店) ▷岩下昭二 (近鉄会館) ▷藤井章延 (大阪三菱自動車販売KK) ▷吉備康雄 (日精化学生産KK) ▷大野成之 (森田化学工業KK神崎川工場) ▷木ノ元信次 (諸星インキKK大阪工場) ▷勝田佳明 (ストロング化工KK) ▷内山又三郎 (光陽石油KK) ▷筒崎一郎 (東浦石油KK) ▷秋山秀夫 (大阪ワニスKK) ▷吉川曙 (共永産業KK) ▷戎谷攻 (三興石油KK) ▷浜端幸次 (関西電力KK大阪発電所) ▷清村利正 (橋石油KK) ▷沢田精志 (沢田塗料店) ▷村田健治 (大阪徳山生コンクリートKK大阪工場)